**平成２３年（フ）第１１３号**
埼玉県越谷市大字船渡344番地16
債務者　内山　和也
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第１３５号**
埼玉県草加市氷川町1828番地６　小野寺方
債務者　中田　華子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第１１３号**
埼玉県所沢市星の宮１丁目１番14号　東美苑201
債務者　平井　健治
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第１８２号**
埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目11番29号　ブルースカイＢ101
債務者　平川　結華
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第１８６号**
埼玉県川越市大字笠幡3772番地１
債務者　小森谷　誠
1　決定年月日時　平成23年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第１１１号**
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美1086番地
債務者　鈴木　和浩
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第１１２号**
埼玉県児玉郡上里町大字嘉美1086番地
債務者　鈴木　悦美（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第８号**
埼玉県秩父郡小鹿野町三山2439番地
債務者　黒沢　吉一
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

**平成２３年（フ）第６６号**
新潟県十日町市中条丁653番地
債務者　阿部　文人
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２３年（フ）第５８号**
岡山県倉敷市羽島224―１くすの木アパートメント107、住民票上の住所岡山県倉敷市連島１丁目７番16号
債務者　長谷川晶子
1　決定年月日時　平成23年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第６９号**
岡山県総社市西坂台185番地
債務者　八島　惠美
1　決定年月日時　平成23年４月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月２日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２３年（フ）第２７６号**
札幌市白石区米里５条１丁目４番１―402号
債務者　大橋　祐樹
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第５８７号**
北海道恵庭市漁町237番地　ライフライン23―402号
債務者　皆川　留満
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８６号**
群馬県高崎市下中居町494番地４　ＭＡＩＳＯＮ　Ｅ&ＭⅡ104号
債務者　石森　進平
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第９４号**
群馬県高崎市下小塙町1905番地５、住民票上の住所群馬県高崎市下豊岡町1554番地１　マイルドエステートⅠ207
債務者　椎野　信明
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２３年（フ）第９６号**
群馬県高崎市倉渕町権田3431番地
債務者　佐藤　俊弘
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２２年（フ）第３５９０号**
愛知県半田市栄町３丁目209番地の２　石原荘２号
債務者　西山　敏子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第５６７号**
名古屋市中川区一色新町３丁目201番地　市営一色荘３棟803号
債務者　伊集院美純（旧姓池本）
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部